

## 宇治市での空き家の利活用について

<p>空き家アドバイザー制度</p>	<p>平成28年1月より実施 宇治市内の9業者がアドバイザーとして登録 空き家所有者が1回限り無料でアドバイザーに相談（解体や改修・相続・利活用等）することが出来る制度 実績は、平成27年度：5件、平成28年度：4件、平成29年度：7件</p>
<p>相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置 (3000万円の特別控除)</p>	<p>平成28年度税制改正において設けられた特例措置 空き家を相続・遺贈した者が空き家を譲渡もしくは解体して譲渡した場合、その譲渡所得より最大で3000万円を特別に控除する制度 市町村は、申請者が税務署に提出する書類の1つである「被相続人居住用家屋等確認書」を発行する</p>
<p>庁内関係課が実施している助成制度</p>	
<p>①宇治市創業支援補助金</p>	<p>創業初期の経営安定化及び地域の活性化等を図るため、市内で新規創業又は第二創業を行う方の創業等に要する経費に対して補助 補助額：最大150万（基礎分100万・加算分50万） 補助率：基礎分…補助対象経費の3分の1 加算分…各加算額を支援（①創業者が市外から移住（10万）②創業者が若者（10万）③市内新規雇用（1人当たり10万・最大30万）</p>
<p>②景観形成助成制度</p>	<p>「景観計画重点区域」内において、建築物や門、塀などのデザイン、色、材料などを周囲に調和するように整えて、地域のまちなみをより良くする工事を対象に助成 助成額：宇治市査定額の2分の1（上限：100万）</p>
<p>③木造住宅耐震改修等助成事業</p>	<p>昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、延べ床面積2分の1以上を住宅として使用しているものに助成 助成額：耐震改修に要した経費の4分の3（上限：100万） 簡易改修に要した経費の4分の3（上限：30万）</p>
<p>空き家の無料相談会【新規事業】</p>	<p>空き家の所有者（将来の所有者含む）に対し、無料の相談会を実施 相談内容としては、空き家の市場流通や相続関係、改修や利活用などを主に検討している</p>
<p>空き家バンク【新規事業】</p>	<p>全国版空き家バンクへの掲載を視野に入れ、空き家所有者と空き家を利用したい希望者をつなぐ空き家バンクを宇治市においても行っていく</p>